

「現代・和室の会」 会則

2024 年（令和 6 年）4 月設立

「現代・和室の会」の設立に向けて（宣言）

“和室”から生まれた和室文化を無形文化遺産に

内田 青蔵

私たちは、今、岐路に立たされています。

幕末以来、伝統文化に新たに欧米文化を取り込み、世界に類を見ない住文化を構築してきました。ただ、欧米文化の浸透とともに、住文化の大勢は、古き良き伝統文化を次第に失い、欧米文化を基本とするものへ移行してきたように思います。

一般に、畳を敷いた部屋を“和室”と呼び、食事や睡眠、接客の場や宴会の場、雛祭りや節句の部屋といった様々な行為の場として慣れ親しんできました。しかし、そうした伝統文化を象徴する“和室”が、住まいの中から消えつつあるのです。それは単に、“和室”という部屋の消滅を意味するだけではありません。その場で行われてきた多様な生活行為から養われてきた様々な「ふるまい」や生活原理、生活体験、家の外や街まで繋がる空間把握や空間体験、そうした中で磨かれた感性の衰退、あるいは、空間としての“和室”を構築してきた伝統的技術や職人の世界という素晴らしい生産システムの喪失も意味するのです。

それらの伝統的な住文化を総称して「和室文化」と呼ぶとすれば、まさに、この失われつつある「和室文化」をもっと大切にしなければなりません。それらは一度失われると再興するのは極めて困難なものであり、「文化的持続可能性」を重視すべきです。

そこで、私たちは、今こそ和室の新生のために、住み手市民の皆様と一緒に、“和室”とかかわる研究者や行政の方、あるいは作り手である設計者、大工左官などの技能を持った職人の方、木材を産み育てる林業、建設業、畳や建具製作等の様々な生産にかかわる方がたが、それぞれの知見を持って、大きく団結する会をつくりたいと思います。

ここで改めて「和室文化」を総合的に把握し、その固有の価値や多義的意味を解き明かしながら、和室の重要性を世界に示し、無形文化遺産として国際認知されることを目指します。未来に向けた新たな「和室文化」を構築していくことを宣言したいと思います。

「現代・和室の会」会則

2024年（令和6年）4月1日制定

第1条 本会の名称は「現代・和室の会」とする。

第2条 本会事務局は会長の所属所在地に置く。
事務局は本会事業に関わる事務・会計全般を行う。

第3条 目的

本会は和室を中心に生まれた和室文化を把握し、同時にその固有の価値や多義的意味を解き明かしながら、和室の重要性を示し、無形文化遺産として国際認知されることを目的とする。そのために、失われつつある和室を保護し、また新たな和室文化を継承する総合的な活動を行う。和室の造り手の生活を守り、後進を育成することを重視する。

和室文化とは、和室の建築の歴史や文化、およびその背景にある知恵の積み重ねと成立理由を理解しつつ、気候風土に適した居心地の良い、美しく、健康的な空間を味わえる習慣や美意識のある生活のことである。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

第5条 本会は、前条の目的を達成する為、また会員の拡充、資質の向上、交流を目指し、次の事業を行なう。

- ・和室文化に関する調査研究および専門教育。
- ・和室文化に関連・隣接する産業分野との協働事業（技術者教育など）。
- ・和室文化に関する講演会、研修会、展示会、並びに見学会などの開催。
- ・和室文化に関する、子どもから大人までを対象とした教育普及活動。
- ・和室文化持続のために必要な政策、制度などの提言。
- ・ホームページによる情報発信、出版の実施。
- ・その他本会の目的を達成する為に必要な活動。

第6条 会員

本会の会員は次の通りとする。

和室に関心があり、今後の維持・活用・発展に興味のある者、あるいは和室に関する歴史、空間、技術、芸術、工芸、その他の分野において研究実務を行ない、

本会の目的に賛同する者。

会員の種類は正会員、特別名誉会員、学生ボランティア会員とする

- ・正会員とは和室への関心が高く本会の活動に積極的に係わり参加していただける、あるいは自らが主体的に研究や実務、専門教育を行なっているかた（個人）または団体（法人）。
- ・特別名誉会員とは、和室に関する高度な見識、能力を有するなど、本会の事業発展にご協力・貢献を頂けるあるいはご功績のあるかた（個人）。
- ・学生ボランティア会員とは、現在学生の子身分であり、和室への関心が高く、自ら学びながら、本会の目的とする活動へのボランティア協力をして頂けるかた（個人）。

第7条 入会

本会に入会をする者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得た上、所定の入会金及び年会費を前納することにより、会員及の資格を得る。

また、正会員になるには正会員の推薦者2名を必要とする。ただし、学生ボランティア会員になるには1名の推薦者で良く、その推薦者は指導教員とし、その教員は必ずしも正会員である必要はない。特別名誉会員のかたは役員会での承認を必要とするが入会金、年会費は不要とする。

第8条 退会

- ・会員はいつでも自由意志により退会することができる。但し退会に際し、既納の会費は返納されない。
- ・次の事由に該当する会員は役員会の議決により退会させることが出来る。
 - 会費の納入が理由なく遅滞する会員。
 - 本会の事業促進または品位保持に支障を生じ、またはその惧れがあると判断された会員。

第9条 役員

本会には次の役員を置く。

- ・会長（代表幹事） 1名
- ・副会長（幹事） 2名以上6名以内
- ・常任幹事 2名以上4名以内
- ・幹事 2名以上10名以内
- ・監査役 2名
- ・事務局長 1名
- ・顧問（幹事）2名

- ・幹事および監査役は総会において選出する。
- ・会長（代表幹事）、副会長（幹事）、常任幹事、および顧問（幹事）は幹事の互選とする。
- ・事務局長は会長が指名し役員会の承認を得なければならない。また、常任幹事と兼任することができる。
- ・役員任期は2年とする。補欠によるものは前任者の残存期間とする。いずれも再任を妨げない。
- ・役員についても、任期中の年会費は免除としない。

第10条 役員の仕事

- ・会長は本会を代表し、統括する。
- ・副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で会長の職務を代行する。
- ・幹事は役員会に出席し、会務執行に関する事項を協議する。
- ・監査役は本会の経理を監査して総会に報告する。また役員会へ出席する。
- ・常任幹事および事務局長は、本会事業に関わる事務・会計全般を行う。補佐あるいは専門のアドバイザーをつけることを可能とする。また事務局長は役員会へ出席する。
- ・入会者の審査については、書面にての決議も可能とする。

第11条 会議

本会は次の会議体をおき、各々の議長は会長（代表幹事）が行なう。

（1）総会

- ・定時総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に会長（代表幹事）が招集して開催する。臨時総会は必要に応じ、役員会の承認を得て会長（代表幹事）が招集して開催する。
- ・総会は正会員の委任状を含む過半数の出席者により成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の時は議長が決定する。

（特別名誉会員、学生ボランティア会員は総会における議決権を持たない）

- ・総会では、年間の活動報告、決算の報告と次年度の予算案、会則の変更、役員の人選、その他運営に必要な事項、を付議決定する。

（2）役員会

- ・役員会は必要に応じて会長（代表幹事）が招集して開催する。
- ・会則及び付則に規定のない事項については役員会で議決する。
- ・過半の役員出席が必要で、出席役員過半数の同意をもって決定する。
- ・会長（代表幹事）及び副会長（幹事）、常任幹事、顧問（幹事）を互選にて

決定する

第12条 会計

本会の諸経費は会員の入会金・年会費、および寄付金により賄う

- ・入会金・年会費は付則2に定めるところに依る。
- ・本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

付 則

1. 本会会則は2024年4月1日から施行する。

2. 入会金・年会費

正会員（個人）

入 会 金	10,000円
年 会 費	10,000円

正会員（法人）

入 会 金	50,000円
年 会 費	30,000円

特別名誉会員

入 会 金	なし
年 会 費	なし

学生ボランティア会員

入 会 金	なし
年 会 費	なし

- ・会費は当該年度の会費を毎年の6月末までに指定の口座へ振り込むものとする。
- ・会計年度の半期を過ぎた10月1日より3月31日の間に新規入会される場合は、当該年度の年会費を通常年会費の60%とする。

3. 役員（2024年度） * 50音順

会長（代表幹事）

内田 青蔵（神奈川県大学 特任教授）

副会長（幹事）*

稲葉 信子（筑波大学 名誉教授）

岡 絵理子（関西大学 教授）

小沢 朝江（東海大学 教授）

桐谷 邦夫（京都建築専門学校 副校長）

藤田 盟児（奈良女子大学 工学部長）

常任幹事*

上西 明（上西建築都市設計事務所 代表）

亀井 靖子（日本大学 准教授）

道江 紳一（（一財）住総研 評議員） 事務局長を兼任する

幹事*

泉 幸甫（泉幸甫建築研究所 代表）

市岡 綾子（日本大学 専任講師）

伊藤 圭子（株AQ Group 監査役）

中嶋 節子（京都大学大学院 教授）

藤井 恵介（東京大学 名誉教授）

顧問（幹事）*

服部 岑生（千葉大学 名誉教授）

松村 秀一（神戸芸術工科大学 学長）

監査役*

高田 光雄（京都美術工芸大学 副学長）

谷 直樹（大阪市立大学 名誉教授）